

京都市告示第450号

令和元年10月1日付けで子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を行いましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和元年12月2日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地
佐藤 沙紀	認可外保育施設 ※	佐藤 沙紀	京都市上京区
西田 小南美	認可外保育施設 ※	西田 小南美	京都市南区
医療法人財団医道会 十条 武田リハビリテーション病 院	認可外保育施設	十条たけだ保育園	京都市南区上鳥羽南唐戸町 2番地
京都市	一時預かり事業	京都市鶴山保育所	京都市上京区寺町通今出川 上る5丁目鶴山町5-6
京都市	一時預かり事業	京都市聚楽保育所	京都市中京区聚楽廻松下町 9-4
京都市	一時預かり事業	京都市鏡山保育所	京都市山科区厨子奥苗代元 町16-5
京都市	一時預かり事業	京都市南保育所	京都市南区西九条南田町9
京都市	一時預かり事業	京都市ひかり保育所	京都市右京区京北井戸町丸 山110
京都市	一時預かり事業	京都市弓削保育所	京都市右京区京北下弓削町 狭間谷6-1
京都市	一時預かり事業	京都市周山保育所	京都市右京区京北五本松町 西山24-3

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地
京都市	一時預かり事業	京都市辰巳保育所	京都市伏見区醍醐外山街道 町 21-58

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)